

延 監 第 95 号
令和2年12月10日

令和2年度

定期監査報告書

(令和2年 8～10月実施分)

延岡市監査委員

令和2年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔企画部〕 契約管理課

〔総務部〕 職員課

〔健康福祉部〕 健康増進課 健康長寿のまちづくり課 地域医療対策室

〔都市建設部〕 都市計画課 区画整理課

〔北方総合支所〕 地域振興課 市民サービス課 産業建設課

〔教育委員会〕 保健体育課 北方分室

2 監査の期間

令和2年8月17日 から 同年10月2日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 林 田 淳 子

監査委員 長 友 幸 子

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、安易な随意契約はないか、積算設計等の不明瞭な業務委託契約はないか、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続き、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続き、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続き、使用料等の徴収など）
- (5) 物品の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和元年度及び令和2年度分（監査日現在まで）である。

6 監査執行上の除斥

監査執行に当たり、野下監査委員は北方総合支所に係る事項について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

7 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

企画部

契約管理課

事務処理は適正なものと認められた。

総務部

職員課

事務処理は適正なものと認められた。

健康福祉部

健康増進課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 指定管理者の事務に関する事務（余熱利用健康施設ヘルストピア延岡）

指定管理基本協定書において指定管理者の業務として定めている施設の空調機器点検業務が、令和元年度に履行されていなかった。また、基本協定書及び年度協定書において指定管理者から市への提出が義務付けられている事業計画書等の書類が、令和元・2年度いずれも提出されていなかった。これは、担当課及び指定管理者における指定管理業務の履行状況の検査不足が原因である。

施設設備の維持管理業務は、公の施設の設置条例及び指定管理基本協定書に基づく業務であり、市民に安心・安全に施設を利用していただくためにも大変重要なものである。

今後は、施設の設置管理者としての管理意識を持ち、指定管理業務の履行状況の検査を適正に行うよう改善を求める。

(2) 物品等の管理事務

ヘルストピア延岡に設置している市の所管備品について、延岡市物品管理規則第8条に基づく措置手続きを経ずに廃棄されている備品が多数あった。また、市の所管備品の設置場所を把握しておらず、現物の有無が不明なものもあった。

平成30年度の定期監査においても同じ指摘をしているが、改善されていない状況である。

早急にヘルストピア延岡に設置している市の所管備品の現物確認を行うとともに、効率的な備品の管理方法について、指定管理者と協議し、改善に取り組んでいただきたい。

健康長寿のまちづくり課

事務処理は適正なものと認められた。

地域医療対策室

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 指定管理者の事務に関する事務（延岡市夜間急病センター、島浦診療所）

① 指定管理施設である延岡市夜間急病センター並びに島浦診療所における診療や診断書等の交付に係る使用料及び手数料については、市の歳入であるが、その収納事務については、各施設の指定管理者に委託している。

市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第158条第2項及び延岡市財務会計規則第54条の規定に基づき、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、上記の委託は、いずれもその事務手続きが行われていなかった。

② 島浦診療所の指定管理基本協定書において指定管理者から市への提出が義務付けられている指定管理業務に係る報告書類について、4半期ごとの報告書類は提出されていたが、年度終了時に提出する年次報告書（令和元年度分）が提出されていなかった。そのため、診療業務以外の指定管理業務について、市として最終的な履行状況の検査が行われていなかった。

以上 2 点の指摘は、指定管理者に関する事務手続の認識が不足していたことが原因と考えられる。今後は、事務引継や研修の充実を図り、法令等に基づく事務処理を適正に行うよう改善を求める。

都市建設部

都市計画課

事務処理は適正なものと認められた。

区画整理課

事務処理は適正なものと認められた。

北方総合支所

地域振興課

事務処理は適正なものと認められた。

市民サービス課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) し尿処理手数料に関する事務

し尿処理手数料の未納者に対し、延岡市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例に基づく督促状を発していないものがあった。平成 30 年度の定期監査及び令和元年度の定期監査フォローアップにおいても同じ指摘をしているが、全く改善されていない状況である。

し尿処理手数料の所管課である資源対策課と事務処理方法に関する協議を行い、条例に基づく適正な事務処理を行うよう早急に改善を求める。

産業建設課

事務処理は適正なものと認められた。

教育委員会

保健体育課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳出事務

委託料、賃借料等の支出事務において、契約書に定める支払期限を過ぎているもの（最大で約2カ月経過後）が、令和元年度に5件あり、そのうち1件は契約に係る負担行為書、契約書等の書類を紛失していた。

支払遅延は、契約相手方に損害を与えるだけでなく、行政への信頼性が損なわれることになる。今後は、支払遅延等の事務処理ミスが発生しないよう、速やかに事務処理を行っていただきたい。

(2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務

① 延岡市公有財産取扱規則第16条第6項の規定により、行政財産の使用を許可した場合は、使用許可台帳を作成しなければならないが、全ての案件について使用許可台帳を作成していなかった。平成30年度の定期監査及び令和元年度の定期監査フォローアップにおいても同じ指摘をしているが、全く改善されていない状況である。

これは、監査指摘の内容について、担当職員の人事異動に伴う事務引継が正確になされていなかったことが原因と考えられる。早急に使用許可台帳を作成するとともに、今後は、規則に基づく事務処理を適正に行うよう改善を求める。

② 行政財産の目的外使用料に係る歳入の調定については、毎年継続して使用許可をしているものは原則として年度初めの4月1日に、随時に使用許可するものは使用許可の決定日に調定を起票し、使用者に納入通知書を送付することとなっている。

しかし、令和元年度の調定について、最も遅いものは翌年の3月末に起票されているものがあり、使用料の徴収にも遅れが生じているものが26件あった。

令和2年度は適正に事務処理されており改善が見られたが、今後とも延岡市財務会計規則、会計事務手順書、財産取扱説明書等に基づく適正な事務処理を行っていただきたい。

③ 行政財産の目的外使用料は、延岡市公有財産取扱規則第16条第5項の規定により、原則として使用する日の前日までに納入させなければならない。しかし、使用料の納入期限の設定を誤っているものが、令和元年度は27件、令和2年度は1件あった。

また、使用期間の始期が4月1日のものは、前年度中に使用許可申請を受け付けるが、その使用料は翌年度の歳入とするため、歳入の調定起票及び納入通知書の作成が4月1日以降となり、使用日の前日までの納入ができない。この場合の納入期限については、同規則第16条第5項ただし書きを適用し、4月1日から遅くとも5

月末日までの期間に設定し、納付させることが適当である。

今後は規則、財産取扱説明書等に基づく適正な事務処理を行っていただきたい。

(3) 体育施設の使用許可に関する事務

西階公園の補助グラウンドの使用料について、延岡市都市公園条例にはグラウンドを半面ずつ使用する際の使用料算定の規定がないが、実際にグラウンドの半面使用の許可申請があった場合には、使用時間を半分と見なして使用料を算定し徴収していた案件があった。

運用上長年にわたり、このような事務取扱をしているとのことであるが、条例の規定と実務が整合していないため、早急に改善を求める。

(4) 指定管理者の手続に関する事務（西階公園及び浜川公園遊泳場）

指定管理施設である西階公園及び浜川公園遊泳場の使用料については、市の歳入であるが、その収納事務については、指定管理者に委託している。

市歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び延岡市財務会計規則第 54 条の規定に基づき、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならないが、その事務手続きが行われていなかった。

今後は、法令等に基づく事務処理を適正に行うよう改善を求める。

北方分室

事務処理は適正なものと認められた。